

法人等の実質的支配者に係る情報の把握等に関する法律の施行に伴う
関係法律の整備等に関する法律案 参照条文 目次

○独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構法 e-Gov 法令検索 (抄)	1
○配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律 e-Gov 法令検 索 (抄)	2
○国立研究開発法人日本医療研究開発機構法 e-Gov 法令検索 (抄)	4
○重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査並びに利用及 び取得の規制等に関する法律 (抄)【重要施設周辺及び国境離島等における土 地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律の一部を改正する法律 (令和八年法律第 号) による改正後】	5
○風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律 e-Gov 法令検索 (抄)	9
○道路交通法 e-Gov 法令検索 (抄)	14
○警備業法 e-Gov 法令検索 (抄)	16
○自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律 e-Gov 法令検索 (抄)	18
○暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 e-Gov 法令検索 (抄)	20
○犯罪による収益の移転防止に関する法律 e-Gov 法令検索 (抄)【犯罪によ る収益の移転防止に関する法律の一部を改正する法律 (令和八年法律第三十 四号) による改正後】	25
○投資事業有限責任組合契約に関する法律 e-Gov 法令検索 (抄)	34

○有限責任事業組合契約に関する法律 e-Gov 法令検索 (抄)	35
○児童福祉法 e-Gov 法令検索 (抄)	36
○就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律 e-Gov 法令検索 (抄)	41
○子ども・子育て支援法 e-Gov 法令検索 (抄)	46
○災害対策基本法 e-Gov 法令検索 (抄)	48
○消防法 e-Gov 法令検索 (抄)	50
○公証人法 e-Gov 法令検索 (抄)	51
○出入国管理及び難民認定法 e-Gov 法令検索 (抄)	53
○外国人の育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する法律 e- Gov 法令検索 (抄)【出入国管理及び難民認定法及び外国人の技能実習の適正 な実施及び技能実習生の保護に関する法律の一部を改正する法律 (令和六年 法律第六十号) による改正後】	55
○債権管理回収業に関する特別措置法 e-Gov 法令検索 (抄)	57
○独立行政法人国際協力機構法 e-Gov 法令検索 (抄)	59
○国家公務員共済組合法 e-Gov 法令検索 (抄)	60
○通関業法 e-Gov 法令検索 (抄)	61
○国立研究開発法人物質・材料研究機構法 e-Gov 法令検索 (抄)	63
○国立研究開発法人防災科学技術研究所法 e-Gov 法令検索 (抄)	64
○国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構法 e-Gov 法令検索 (抄)	65
○国立研究開発法人科学技術振興機構法 e-Gov 法令検索 (抄)	66
○国立研究開発法人理化学研究所法 e-Gov 法令検索 (抄)	67
○国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構法 e-Gov 法令検索 (抄)	68

○独立行政法人日本スポーツ振興センター法 e-Gov 法令検索 (抄)	69
○国立研究開発法人海洋研究開発機構法 e-Gov 法令検索 (抄)	70
○国立研究開発法人日本原子力研究開発機構法 e-Gov 法令検索 (抄) ...	71
○職業安定法 e-Gov 法令検索 (抄)	72
○中小企業退職金共済法 e-Gov 法令検索 (抄)	74
○老人福祉法 e-Gov 法令検索 (抄)【社会福祉法等の一部を改正する法律（令和八年法律第五十一号）による改正後】	76
○労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律 e-Gov 法令検索 (抄)	80
○介護保険法 e-Gov 法令検索 (抄)	82
○感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 e-Gov 法令検索 (抄)	88
○再生医療等の安全性の確保等に関する法律 e-Gov 法令検索 (抄)	90
○独立行政法人労働者健康安全機構法 e-Gov 法令検索 (抄)	93
○独立行政法人国立病院機構法 e-Gov 法令検索 (抄)	94
○独立行政法人医薬品医療機器総合機構法 e-Gov 法令検索 (抄)	95
○年金積立金管理運用独立行政法人法 e-Gov 法令検索 (抄)	96
○国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所法 e-Gov 法令検索 (抄)	97
○独立行政法人地域医療機能推進機構法 e-Gov 法令検索 (抄)	98
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 e-Gov 法令検索 (抄)	99
○高度専門医療に関する研究等を行う国立研究開発法人に関する法律 e-Gov	

法令検索 (抄)	101
○臨床研究法 e-Gov 法令検索 (抄)	102
○国立健康危機管理研究機構法 e-Gov 法令検索 (抄)	104
○競馬法 e-Gov 法令検索 (抄)	105
○家畜伝染病予防法 e-Gov 法令検索 (抄)	106
○日本中央競馬会法 e-Gov 法令検索 (抄)	108
○国立研究開発法人森林研究・整備機構法 e-Gov 法令検索 (抄)	109
○自転車競技法 e-Gov 法令検索 (抄)	110
○小型自動車競走法 e-Gov 法令検索 (抄)	112
○日本電気計器検定所法 e-Gov 法令検索 (抄)	114
○資源の有効な利用の促進に関する法律 e-Gov 法令検索 (抄)	115
○再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法 e-Gov 法令検索 (抄)	117
○使用済自動車の再資源化等に関する法律 e-Gov 法令検索 (抄)	120
○独立行政法人中小企業基盤整備機構法 e-Gov 法令検索 (抄)	122
○船舶安全法 e-Gov 法令検索 (抄)	123
○船員職業安定法 e-Gov 法令検索 (抄)	124
○建設業法 e-Gov 法令検索 (抄)	126
○海上運送法 e-Gov 法令検索 (抄)	127
○港湾運送事業法 e-Gov 法令検索 (抄)	129
○港湾法 e-Gov 法令検索 (抄)	131
○道路運送法 e-Gov 法令検索 (抄)	132
○道路運送車両法 e-Gov 法令検索 (抄)	134

○ <u>内航海運業法</u> e-Gov 法令検索 (抄)	136
○ <u>鉄道事業法</u> e-Gov 法令検索 (抄)	137
○ <u>宅地建物取引業法</u> e-Gov 法令検索 (抄)	138
○ <u>浄化槽法</u> e-Gov 法令検索 (抄)	140
○ <u>建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律</u> e-Gov 法令検索 (抄)	141
○ <u>船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律</u> e-Gov 法令検索 (抄)	142
○ <u>地方住宅供給公社法</u> e-Gov 法令検索 (抄)	145
○ <u>日本勤労者住宅協会法</u> e-Gov 法令検索 (抄)	146
○ <u>公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律</u> e-Gov 法令検索 (抄)	147
○ <u>地方道路公社法</u> e-Gov 法令検索 (抄)	148
○ <u>積立式宅地建物販売業法</u> e-Gov 法令検索 (抄)	149
○ <u>日本下水道事業団法</u> e-Gov 法令検索 (抄)	150
○ <u>運輸安全委員会設置法</u> e-Gov 法令検索 (抄)	151
○ <u>貨物利用運送事業法</u> e-Gov 法令検索 (抄)	153
○ <u>貨物自動車運送事業法</u> e-Gov 法令検索 (抄)	156
○ <u>不動産特定共同事業法</u> e-Gov 法令検索 (抄)	158
○ <u>国立研究開発法人土木研究所法</u> e-Gov 法令検索 (抄)	161
○ <u>国立研究開発法人建築研究所法</u> e-Gov 法令検索 (抄)	162
○ <u>独立行政法人自動車技術総合機構法</u> e-Gov 法令検索 (抄)	163
○ <u>独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法</u> e-Gov 法令検索 (抄)【物	

資の流通の効率化に関する法律の一部を改正する法律（令和八年法律第二十 一号）による改正後】	164
○ <u>独立行政法人水資源機構法</u> e-Gov 法令検索 (抄)	166
○ <u>独立行政法人都市再生機構法</u> e-Gov 法令検索 (抄)	167
○ <u>独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法</u> e-Gov 法令検索 (抄)	168
○ <u>廃棄物の処理及び清掃に関する法律</u> e-Gov 法令検索 (抄)	169
○ <u>使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律</u> e-Gov 法令検索 (抄)	173
○ <u>資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律</u> e-Gov 法 令検索 (抄)	175
○ <u>太陽電池廃棄物の再資源化等の推進に関する法律</u> e-Gov 法令検索 (抄)【太 陽電池廃棄物の再資源化等の推進に関する法律（令和八年法律第三十三号）の 施行後】	178
○ <u>独立行政法人環境再生保全機構法</u> e-Gov 法令検索 (抄)	180
○ <u>原子力規制委員会設置法</u> e-Gov 法令検索 (抄)	183
○ <u>プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律</u> e-Gov 法令検索 (抄)	185

令和8年6月25日 施行 現在施行

郵政民営化法等の一部を改正する法律（令和八年法律第五十号）

Law RevisionID:417AC0000000101_20260625_508AC1000000050

平成十七年法律第百一号

独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク 支援機構法

第二章 役員及び職員

（役員の欠格条項の特例）

第九条 通則法第二十二条に定めるもののほか、次の各号のいずれかに該当する者は、役員となることができない。

- 一 日本郵政株式会社又は日本郵便株式会社その他日本郵政株式会社の子会社（会社法（平成十七年法律第八十六号）第二条第三号に規定する子会社をいう。）の役員（いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。以下この項において同じ。）
- 二 関連銀行（日本郵便株式会社法（平成十七年法律第百号）第二条第二項に規定する関連銀行をいう。以下同じ。）又は関連保険会社（同条第三項に規定する関連保険会社をいう。以下同じ。）の役員
- 三 銀行業、信託業、金融商品取引業、生命保険業その他の金融業（これらに類似し、又は密接に関連する事業を含む。）を行う者であって機構と取引上密接な利害関係を有するもの又はこれらの者が法人であるときはその役員

四 前号に掲げる事業者の団体の役員

2 機構の役員の解任に関する通則法第二十三条第一項の規定の適用については、同項中「前条」とあるのは、「前条及び独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構法（平成十七年法律第百一号）第九条第一項」とする。

令和8年6月24日 施行 現在施行

民法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（令和八年法律第四十六号）

Law RevisionID:413AC0100000031_20260624_508AC0000000046

平成十三年法律第三十一号

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

第四章 保護命令

（接近禁止命令等の申立て等）

第十二条 接近禁止命令及び第十条第二項から第四項までの規定による命令の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。

- 一 配偶者からの身体に対する暴力等を受けた状況（当該身体に対する暴力等を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合であって、当該配偶者であった者からの身体に対する暴力等を受けたときにあっては、当該配偶者であった者からの身体に対する暴力等を受けた状況を含む。）
- 二 前号に掲げるもののほか、配偶者からの更なる身体に対する暴力等により、生命又は心身に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる申立ての時における事情
- 三 第十条第三項の規定による命令（以下この号並びに第十七条第三項及び第四項において「三項命令」という。）の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該三項命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情
- 四 第十条第四項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情
- 五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項
 - イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称
 - ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所
 - ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容
 - ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

2 退去等命令の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でなければならない。

- 一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況（当該身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取

り消された場合であって、当該配偶者であった者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けたときにあっては、当該配偶者であった者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況を含む。）

二 前号に掲げるもののほか、配偶者から更に身体に対する暴力を受けることにより、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる申立ての時における事情

三 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前二号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項

イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称

ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所

ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容

ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

3 前二項の書面（以下「申立書」という。）に第一項第五号イから二まで又は前項第三号イから二までに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、第一項第一号から第四号まで又は前項第一号及び第二号に掲げる事項についての申立人の供述を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録で公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第五十三条第一項又は第五十九条第三項の認証を受けたものを添付しなければならない。

令和7年6月1日 施行 現在施行

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和四年法律第六十八号） 閣法

Law RevisionID:426AC0000000049_20250601_504AC0000000068

平成二十六年法律第四十九号

国立研究開発法人日本医療研究開発機構法

第二章 役員及び職員

第十二条 通則法第二十二条に定めるもののほか、次の各号のいずれかに該当する者は、役員となることができない。

一 物品の製造若しくは販売若しくは工事の請負を業とする者であって機構と取引上密接な利害関係を有するもの又はこれらの者が法人であるときはその役員（いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。）

二 前号に掲げる事業者の団体の役員（いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。）

○重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査並びに利用及び取得の規制等に関する法律（令和三年法律第八十四号）（抄）【重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律の一部を改正する法律（令和八年法律第 号）による改正後】

（許可申請の手続）

第十六条 前条第一項の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

- 一 当事者の氏名又は名称及び住所並びに法人等にあつては代表者の氏名
- 二 当該土地等の所在及び面積
- 三 所有権の移転の原因となる法律行為の内容
- 四 所有権の移転後における当該土地等の利用目的
- 五 所有権の移転を受ける者が法人等である場合にあっては、当該法人等の議決権を保有する者及び当該法人等の役員に関する事項として内閣府令で定めるもの
- 六 前各号に掲げるもののほか、内閣府令で定める事項（許可基準）

第十七条 内閣総理大臣は、第十五条第一項の許可の申請が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の許可をしてはならない。

- 一 当該土地等の所有権の移転を受ける者が次のいずれかに該当するとき。
 - イ 外国（本邦の域外にある国又は地域をいう。以下この号において同じ。）の政府、政府機関、地方公共団体若しくは政党その他の政治団体（ハにおいて「政府等」という。）又は外国の政府の長その他の外国の政府若しくは政府機関の活動に特に重要な影響力を有する者として政令で定める者
 - ロ 外国の軍隊その他これに類する組織（ハ(1)及び(2)において「軍隊等」という。）の活動に現に従事する者
 - ハ 外国の政府等との契約又は外国の法令その他これに類するものに基づき、次のいずれかに掲げる義務（第十四条第一項第二号に該当する規制区域にあっては、(3)に掲げる義務を除く。）を負う者
 - (1) 当該外国の軍隊等の活動を支援し、又はこれに協力する義務
 - (2) 当該外国の軍隊等による武力攻撃が発生した場合に、当該外国の政府等又は当該軍隊等による当該土地等の使用を受忍する義務
 - (3) 当該外国の政府等による情報収集活動（当該政府等が当該情報を取得することにより当該規制区域に係る特別特定重要施設の安全を損なうおそれがある情報の収集が、その対象から除外されていないものに限る。）に協力する義務
- 二 法人等であつて、次のいずれかに該当するもの

- (1) 同一の外国に係るイからハまでに掲げる者が直接に保有する当該法人等の議決権の数と他の法人等を通じて間接に保有するものとして内閣府令で定めるその議決権の数とを合計した議決権の数がその議決権の総数の二分の一以上を占めるもの
- (2) 同一の外国に係るイからハまでに掲げる者が当該法人等の役員の二分の一以上を占めるもの

二 前号に掲げる場合のほか、当該土地等の所有権の移転を受ける者が当該土地等を当該規制区域に係る特別特定重要施設の施設機能に係る施設若しくは物件を損壊する行為若しくは当該行為のための情報収集活動又は当該規制区域に係る特別特定国境離島の国境離島機能を著しく阻害する行為の用に供するおそれがあると認めるに足りる相当の理由があるとき。

2 内閣総理大臣は、第十五条第一項の許可の申請が前項第一号に該当する場合であっても、当該土地等の所有権の移転を受ける者が当該土地等を同項第二号に規定する行為又は活動の用に供するおそれがないことが明らかであると認められる特別の事情があるときは、同項の規定にかかわらず、同条第一項の許可をすることができる。

3 内閣総理大臣は、第一項第二号に該当することを理由として不許可の処分をするときは、あらかじめ、土地等利用状況等審議会の意見を聴かなければならない。

（規制区域内にある土地等の所有権を合併等により取得した場合の届出等）

第十八条 法人等が規制区域内にある土地等の所有権を合併又は分割により取得したとき（当該規制区域の指定が効力を生ずる前に、当該合併に係る合併契約の締結又は当該分割に係る吸収分割契約の締結若しくは新設分割計画の作成がされていた場合を除く。）は、当該法人等は、内閣府令で定めるところにより、その取得の日から三十日以内に、次に掲げる事項を内閣総理大臣に届け出なければならない。

- 一 当該法人等の名称及び住所並びに代表者の氏名
- 二 当該土地等の所在及び面積
- 三 取得の原因
- 四 当該土地等の利用目的
- 五 当該法人等の議決権を保有する者及び当該法人等の役員に関する事項として内閣府令で定めるもの
- 六 前各号に掲げるもののほか、内閣府令で定める事項

2 内閣総理大臣は、前項に規定する場合において、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該法人等に対し、当該土地等の所有権を一年以内に譲渡すべきことを命ずることができる。

- 一 当該法人等が前条第一項第一号イから二までのいずれかに該当するとき。
- 二 前号に掲げる場合のほか、当該法人等が当該土地等を前条第一項第二号に規定する行為又は活動の用に供するおそれがあると認めるに足りる相当の理由があるとき。

3 前項の規定による命令は、第一項の規定による届出があつたときは、当該届出があつた日から

三月以内にしなければならない。

- 4 前条第三項の規定は、第二項の規定による命令（同項第二号に該当するときに係るものに限る。）をする場合について準用する。
 - 5 内閣総理大臣は、第二項の規定による命令をした場合において、同項各号のいずれにも該当しなくなったと認めるときは、当該命令を撤回しなければならない。ただし、第七項の規定による申立てをした後は、この限りでない。
 - 6 第二項の規定による命令を受けた法人等は、当該命令を受けた後六月を経過したときは、当該土地等の所有権（建物の所有権にあっては、当該建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権を含む。）について競売の申立てをすることができる。
 - 7 内閣総理大臣は、第二項の規定による命令を受けた法人等が当該土地等の所有権を同項の期間内に譲渡しなかったときは、その期間経過後三月以内に限り、当該土地等の所有権（建物の所有権にあっては、当該建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権を含む。）について競売の申立てをすることができる。ただし、次の各号に掲げる場合には、その期間を経過した後であっても、当該各号に定める日から一月以内に限り、当該申立てをすることができる。
 - 一 当該法人等以外の者が当該土地等の所有権の登記名義人となっていることその他の事由により、当該申立てをすることができないとき 当該申立てをすることができるようになった日
 - 二 前項の規定による申立てに基づく競売の開始決定がされているとき 当該申立てが取り下げられ、又は当該競売の手続が取り消された日
（規制区域内にある土地等を所有する法人等の支配関係に変動があった場合の届出等）
- 第十九条 規制区域内にある土地等を所有する法人等は、次の各号のいずれかに掲げる事由が生じたことにより第十七条第一項第一号二に該当するに至ったとき（当該各号に掲げる事由が生ずる原因となった事実の全てが当該規制区域の指定が効力を生ずる前に生じていた場合を除く。）は、内閣府令で定めるところにより、その事実を知った日から三十日以内に、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。
- 一 当該法人等の議決権を直接若しくは間接に保有する者の構成又はその保有割合に変更があったとき。
 - 二 当該法人等の役員の構成に変更があったとき。
- 2 内閣総理大臣は、規制区域内にある土地等を所有する法人等について前項各号のいずれかに掲げる事由が生じたことにより次の各号のいずれかに該当するに至ったと認めるとき（同項各号に掲げる事由が生ずる原因となった事実の全てが当該規制区域の指定が効力を生ずる前に生じていた場合を除く。）は、当該法人等に対し、当該土地等の所有権を一年以内に譲渡すべきことを命ずることができる。
 - 一 当該法人等が第十七条第一項第一号二に該当するとき。
 - 二 前号に掲げる場合のほか、当該法人等が当該土地等を第十七条第一項第二号に規定する行為

又は活動の用に供するおそれがあると認めるに足りる相当の理由があるとき。

- 3 第一項の規定による届出があった場合において、当該届出に係る事実に基づいて前項の規定による命令をするときは、当該命令は、当該届出があった日から三月以内にしなければならない。
- 4 第十七条第三項の規定は、第二項の規定による命令（同項第二号に該当するときに係るものに限る。）をする場合について準用する。
- 5 内閣総理大臣は、第二項の規定による命令をした場合において、同項各号のいずれにも該当しなくなったと認めるときは、当該命令を撤回しなければならない。ただし、次項において準用する前条第七項の規定による申立てをした後は、この限りでない。
- 6 前条第六項及び第七項の規定は、第二項の規定による命令があった場合について準用する。

令和7年11月28日 施行 現在施行

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律（令和七年法律第四十五号）

Law RevisionID:323AC0000000122_20251128_507AC0000000045

昭和二十三年法律第二百二十二号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律

第二章 風俗営業の許可等

（許可の基準）

第四条 公安委員会は、前条第一項の許可を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、許可をしてはならない。

- 一 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 二 一年以上の拘禁刑に処せられ、又は次に掲げる罪を犯して一年未満の拘禁刑若しくは罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して五年を経過しない者

イ 第四十九条、第五十条又は第五十一条第一項の罪

ロ 刑法（明治四十年法律第四十五号）第七十四条、第七十五条、第八十三条、第八十五条、第八十六条、第二百二十四条、第二百二十五条（営利又はわいせつの目的に係る部分に限る。以下この号において同じ。）、第二百二十六条、第二百二十六条の二（第三項については、営利又はわいせつの目的に係る部分に限る。以下この号において同じ。）、第二百二十六条の三、第二百二十七条第一項（同法第二百二十四条、第二百二十五条、第二百二十六条、第二百二十六条の二又は第二百二十六条の三の罪を犯した者を幫助する目的に係る部分に限る。以下この号において同じ。）若しくは第三項（営利又はわいせつの目的に係る部分に限る。以下この号において同じ。）又は第二百二十八条（同法第二百二十四条、第二百二十五条、第二百二十六条、第二百二十六条の二、第二百二十六条の三又は第二百二十七条第一項若しくは第三項に係る部分に限る。）の罪

ハ 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成十一年法律第三十六号）第三条第一項（第五号又は第六号に係る部分に限る。）又は第六条（第一項第二号に係る部分に限る。）の罪

ニ 売春防止法（昭和三十一年法律第十八号）第二章の罪

ホ 児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成十一年法律第五十二号）第四条から第八条までの罪

ヘ 性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律（令和五年法律第六十七号）第二条から第六条までの罪

ト 労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第一百七十七条、第一百八条第一項（同法第六条又は第五十六条に係る部分に限る。）又は第一百九条第一号（同法第六十一条又は第六十二条に係る部分に限る。）（これらの規定を船員職業安定法（昭和二十三年法律第三百十号）又は労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号）の規定により適用する場合を含む。）の罪

チ 船員法（昭和二十二年法律第百号）第二百二十九条（同法第八十五条第一項又は第二項に係る部分に限る。）又は第三十条（同法第八十六条第一項に係る部分に限る。）（これらの規定を船員職業安定法の規定により適用する場合を含む。）の罪

リ 職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）第六十三条の罪

ヌ 児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第六十条第一項又は第二項（同法第三十四条第一項第四号の三、第五号、第七号又は第九号に係る部分に限る。）の罪

ル 船員職業安定法第百十一条の罪

ヲ 出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第七十三条の二第一項の罪

ワ 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第五十八条の罪

カ 外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成二十八年法律第八十九号）第八十八条の罪

三 集団的に、又は常習的に暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為で国家公安委員会規則で定めるものを行うおそれがあると認めるに足りる相当な理由がある者

四 アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者

五 心身の故障により風俗営業の業務を適正に実施することができない者として国家公安委員会規則で定めるもの

六 第二十六条第一項の規定により風俗営業の許可を取り消され、当該取消しの日から起算して五年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しに係る聴聞の期日及び場所が公示された日前六十日以内に当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他のいかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下この項において同じ。）であつた者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないものを含む。）

- 七 当該許可を受けようとする者（法人に限る。イ及びハにおいて同じ。）と密接な関係を有する次に掲げる法人が第二十六条第一項の規定により風俗営業の許可を取り消され、当該取消しの日から起算して五年を経過しない者である者
- イ 当該許可を受けようとする者の株式の所有その他の事由を通じて当該許可を受けようとする者の事業を実質的に支配し、又はその事業に重要な影響を与える関係にある者として国家公安委員会規則で定めるもの（ロにおいて「親会社等」という。）
- ロ 親会社等が株式の所有その他の事由を通じてその事業を実質的に支配し、又はその事業に重要な影響を与える関係にある者として国家公安委員会規則で定めるもの
- ハ 当該許可を受けようとする者が株式の所有その他の事由を通じてその事業を実質的に支配し、又はその事業に重要な影響を与える関係にある者として国家公安委員会規則で定めるもの
- 八 次のいずれかに掲げる期間内に第十条第一項第一号の規定による許可証の返納をした者（風俗営業の廃止について相当な理由がある者を除く。）で当該返納の日から起算して五年を経過しないもの
- イ 第二十六条第一項の規定による風俗営業の許可の取消処分に係る聴聞の期日及び場所が公示された日から当該処分をする日又は当該処分をしないことを決定する日までの間
- ロ 第三十七条第二項の規定による風俗営業の営業所への立入りが行われた日から聴聞決定予定日（当該立入りの結果に基づき第二十六条第一項の規定による風俗営業の許可の取消処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日として国家公安委員会規則で定めるところにより公安委員会が当該立入りを受けた者に当該立入りが行われた日から十日以内に特定の日を通知した場合における当該特定の日をいう。）までの間
- 九 前号イに掲げる期間内に合併により消滅した法人若しくは第十条第一項第一号の規定による許可証の返納をした法人（合併又は風俗営業の廃止について相当な理由がある者を除く。）の前号イの公示の日前六十日以内に役員であつた者又は同号ロに掲げる期間内に合併により消滅した法人若しくは同項第一号の規定による許可証の返納をした法人（合併又は風俗営業の廃止について相当な理由がある者を除く。）の前号ロの立入りが行われた日前六十日以内に役員であつた者で、当該消滅又は返納の日から起算して五年を経過しないもの
- 十 第八号イに掲げる期間内に分割により同号イの聴聞に係る風俗営業を承継させ、若しくは分割により当該風俗営業以外の風俗営業を承継した法人（分割について相当な理由がある者を除く。）若しくはこれらの法人の同号イの公示の日前六十日以内に役員であつた者又は同号ロに掲げる期間内に分割により同号ロの立入りに係る風俗営業を承継させ、若しくは分割により当該風俗営業以外の風俗営業を承継した法人（分割について相

当な理由がある者を除く。）若しくはこれらの法人の当該立入りが行われた日前六十日以内に役員であつた者で、当該分割の日から起算して五年を経過しないもの

- 十一 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者。ただし、その者が風俗営業者の相続人であつて、その法定代理人が前各号（第七号を除く。）、次号及び第十三号のいずれにも該当しない場合を除くものとする。
- 十二 法人でその役員のうちに第一号から第六号まで又は第八号から第十号までのいずれかに該当する者があるもの
- 十三 第三号に該当する者が出資、融資、取引その他の関係を通じてその事業活動に支配的な影響力を有する者
- 2 公安委員会は、前条第一項の許可の申請に係る営業所につき次の各号のいずれかに該当する事由があるときは、許可をしてはならない。
- 一 営業所の構造又は設備（第四項に規定する遊技機を除く。第九条、第十条の二第二項第三号、第十二条及び第三十九条第二項第七号において同じ。）が風俗営業の種別に応じて国家公安委員会規則で定める技術上の基準に適合しないとき。
- 二 営業所が、良好な風俗環境を保全するため特にその設置を制限する必要があるものとして政令で定める基準に従い都道府県の条例で定める地域内にあるとき。
- 三 営業所に第二十四条第一項の管理者を選任すると認められないことについて相当な理由があるとき。
- 3 公安委員会は、前条第一項の許可又は第七条第一項、第七条の二第一項若しくは第七条の三第一項の承認を受けて営んでいた風俗営業の営業所が火災、震災その他その者の責めに帰することができない事由で政令で定めるものにより滅失したために当該風俗営業を廃止した者が、当該廃止した風俗営業と同一の風俗営業の種別の風俗営業で営業所が前項第二号の地域内にあるものにつき、前条第一項の許可を受けようとする場合において、当該許可の申請が次の各号のいずれにも該当するときは、前項第二号の規定にかかわらず、許可をすることができる。
- 一 当該風俗営業を廃止した日から起算して五年以内にされたものであること。
- 二 次のいずれかに該当すること。
- イ 当該滅失した営業所の所在地が、当該滅失前から前項第二号の地域に含まれていたこと。
- ロ 当該滅失した営業所の所在地が、当該滅失以降に前項第二号の地域に含まれることとなつたこと。
- 三 当該滅失した営業所とおおむね同一の場所にある営業所につきされたものであること。
- 四 当該滅失した営業所とおおむね等しい面積の営業所につきされたものであること。
- 4 第二条第一項第四号の営業（ぱちんこ屋その他政令で定めるものに限る。）については、公安委員会は、当該営業に係る営業所に設置される遊技機が著しく客の射幸心をそそ

るおそれがあるものとして国家公安委員会規則で定める基準に該当するものであるときは、当該営業を許可しないことができる。

令和8年7月21日 施行 現在施行

自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律及び道路交通法の一部を改正する法律（令和八年法律第五十二号）

Law RevisionID:335AC0000000105_20260721_508AC0000000052

昭和三十五年法律第百五号

道路交通法

第三章 車両及び路面電車の交通方法

第九節の二 違法停車及び違法駐車に対する措置

（確認事務の委託）

第五十一条の八 警察署長は、第五十一条の四第一項に規定する放置車両の確認及び標章の取付け（以下「放置車両の確認等」という。）に関する事務（以下「確認事務」という。）の全部又は一部を、公安委員会の登録を受けた法人に委託することができる。

2 前項の登録（以下この条から第五十一条の十一までにおいて「登録」という。）は、委託を受けて確認事務を行おうとする法人の申請により行う。

3 次の各号のいずれかに該当する法人は、登録を受けることができない。

一 第五十一条の十の規定により登録を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない法人

二 役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。第七十五条の十四において同じ。）のうちに次のいずれかに該当する者のある法人

イ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

ロ 拘禁刑以上の刑に処せられ、又は第百十九条の二の四第二項の罪を犯して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者

ハ 集团的に、又は常習的に暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為で国家公安委員会規則で定めるものを行うおそれがあると認めるに足りる相当な理由がある者

ニ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第十二条若しくは第十二条の六の規定による命令又は同法第十二条の四第二項の規定による指示を受けた者であつて、当該命令又は指示を受けた日から起算して二年を経過しないもの

- ホ アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者
 - ヘ 心身の障害により確認事務を適正に行うことができない者として国家公安委員会規則で定めるもの
- 4 公安委員会は、第二項の規定により登録を申請した法人が次に掲げる要件の全てに適合しているときは、その登録をしなければならない。
- 一 車両、携帯電話用装置その他の携帯用の無線通話装置、地図、写真機及び電子計算機を用いて確認事務を行うものであること。
 - 二 第五十一条の十二第三項の駐車監視員が放置車両の確認等を行うものであること。
 - 三 当該公安委員会が置かれている都道府県の区域内に事務所を有するものであること。
- 5 登録は、登録簿に登録を受ける法人の名称、代表者の氏名、主たる事務所の所在地、登録の年月日及び登録番号を記載してするものとする。
- 6 登録は、三年を下らない政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。
- 7 第二項から第五項までの規定は、前項の登録の更新について準用する。

令和7年6月1日 施行 現在施行

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和四年法律第六十八号） 關法

Law RevisionID:347AC0000000117_20250601_504AC0000000068

昭和四十七年法律第百十七号

警備業法

第二章 警備業の認定等

（警備業の要件）
第三条 次の各号のいずれかに該当する者は、警備業を営んではならない。

- 一 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 二 拘禁刑以上の刑に処せられ、又はこの法律の規定に違反して罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して五年を経過しない者
- 三 最近五年間に、この法律の規定、この法律に基づく命令の規定若しくは処分に違反し、又は警備業務に関し他の法令の規定に違反する重大な不正行為で国家公安委員会規則で定めるものをした者
- 四 集团的に、又は常習的に暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為で国家公安委員会規則で定めるものを行うおそれがあると認めるに足りる相当な理由がある者
- 五 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第十二条若しくは第十二条の六の規定による命令又は同法第十二条の四第二項の規定による指示を受けた者であつて、当該命令又は指示を受けた日から起算して三年を経過しないもの
- 六 アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者
- 七 心身の障害により警備業務を適正に行うことができない者として国家公安委員会規則で定めるもの
- 八 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者。ただし、その者が警備業者の相続人であつて、その法定代理人が前各号及び第十号のいずれにも該当しない場合を除くものとする。
- 九 営業所ごと及び当該営業所において取り扱う警備業務の区分（前条第一項各号の警備業務の区分をいう。以下同じ。）ごとに第二十二条第一項の警備員指導教育責任者を選任すると認められないことについて相当な理由がある者
- 十 法人でその役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を

執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。)のうちに第一号から第七号までのいずれかに該当する者があ
るもの

十一 第四号に該当する者が出資、融資、取引その他の関係を通じてその事業活動に支配
的な影響力を有する者

令和7年6月1日 施行 現在施行

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和四年法律第六十
八号） 関法

Law RevisionID:413AC0000000057_20250601_504AC0000000068

平成十三年法律第五十七号

自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律

第二章 自動車運転代行業の認定等

(自動車運転代行業の要件)

第三条 次の各号のいずれかに該当する者は、自動車運転代行業を営んではならない。

- 一 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 二 拘禁刑以上の刑に処せられ、又はこの法律の規定により、若しくは道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号）第四条第一項、第四十三条第一項若しくは第七十八条（旅客の運送に係る部分に限る。）の規定若しくは道路交通法第七十五条第一項（第一号から第四号まで及び第七号については第十九条第一項の規定により読み替えて適用される場合及び同条第二項の規定によりみなして適用される場合を含むものとし、第五号及び第六号を除く。）の規定に違反し、若しくは同法第七十五条第二項（同条第一項第一号から第四号まで及び第七号に掲げる行為に係る部分については第十九条第一項の規定により読み替えて適用される場合を含むものとし、同法第七十五条第一項第五号及び第六号に掲げる行為に係る部分を除く。）若しくは同法第七十五条の二第一項（同法第二十二條の二第一項及び第六十六条の二第一項の規定による指示に係る部分については第十九条第一項の規定により読み替えて適用される場合を含むものとし、同法第五十八条の四の規定による指示に係る部分を除く。）若しくは第二項（第十九条第一項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定による命令に違反して罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二年を経過しない者
- 三 最近二年間に第二十三条第一項、第二十四条第一項又は第二十五条第二項第二号若しくは第三号の規定による命令に違反する行為をした者
- 四 集団的に、又は常習的に暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為で国家公安委員会規則で定めるものを行うおそれがあると認めるに足りる相当な理由がある者
- 五 心身の故障により自動車運転代行業の業務を適正に実施することができない者として国家公安委員会規則で定めるもの
- 六 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者。ただし、その者が自動車運転代行業者の相続人であって、その法定代理人が前各号及び第九号のいずれにも該当し

ない場合を除くものとする。

七 代行運転自動車の運行により生じた利用者その他の者の生命、身体又は財産の損害を賠償するための措置が第十二条の国土交通省令で定める基準に適合すると認められないことについて相当な理由がある者

八 第十九条第一項の規定により読み替えて適用される道路交通法第七十四条の三第一項に規定する安全運転管理者及び第十九条第一項の規定により読み替えて適用される同法第七十四条の三第四項に規定する副安全運転管理者（以下「安全運転管理者等」という。）を選任すると認められないことについて相当な理由がある者

九 法人でその役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）のうちに第一号から第五号までのいずれかに該当する者があるもの

令和8年5月21日 施行 現在施行

デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和五年法律第六十三号）

Law RevisionID:403AC0000000077_20260521_505AC0000000063

平成三年法律第七十七号

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律

第二章 暴力的要求行為の規制等

第一節 暴力的要求行為の禁止等

（暴力的要求行為の禁止）

第九条 指定暴力団等の暴力団員（以下「指定暴力団員」という。）は、その者の所属する指定暴力団等又はその系列上位指定暴力団等（当該指定暴力団等と上方連結（指定暴力団等が他の指定暴力団等の構成団体となり、又は指定暴力団等の代表者等が他の指定暴力団等の暴力団員となっている関係をいう。）をすることにより順次関連している各指定暴力団等をいう。以下同じ。）の威力を示して次に掲げる行為をしてはならない。

一 人に対し、その人に関する事実を宣伝しないこと又はその人に関する公知でない事実を公表しないことの対償として、金品その他の財産上の利益（以下「金品等」という。）の供与を要求すること。

二 人に対し、寄附金、賛助金その他名目のいかんを問わず、みだりに金品等の贈与を要求すること。

三 請負、委任又は委託の契約に係る役務の提供の業務の発注者又は受注者に対し、その者が拒絶しているにもかかわらず、当該業務の全部若しくは一部の受注又は当該業務に関連する資材その他の物品の納入若しくは役務の提供の受入れを要求すること。

四 縄張（正当な権原がないにもかかわらず自己の権益の対象範囲として設定していると認められる区域をいう。以下同じ。）内で営業を営む者に対し、名目のいかんを問わず、その営業を営むことを容認する対償として金品等の供与を要求すること。

五 縄張内で営業を営む者に対し、その営業所における日常業務に用いる物品を購入すること、その日常業務に関し歌謡ショーその他の興行の入場券、パーティー券その他の証券若しくは証書を購入すること又はその営業所における用心棒の役務（営業を営む者の営業に係る業務を円滑に行うことができるようにするため顧客、従業者その他の関係者との紛争の解決又は鎮圧を行う役務をいう。第三十条の六第一項第一号において同じ。）その他の日常業務に関する役務の有償の提供を受けることを要求すること。

六 次に掲げる債務について、債務者に対し、その履行を要求すること。

- イ 金銭を目的とする消費貸借（利息制限法（昭和二十九年法律第百号）第五条第一号に規定する営業的金銭消費貸借（以下この号において単に「営業的金銭消費貸借」という。）を除く。）上の債務であって同法第一条に定める利息の制限額を超える利息（同法第三条の規定によって利息とみなされる金銭を含む。）の支払を伴い、又はその不履行による賠償額の予定が同法第四条に定める制限額を超えるもの
- ロ 営業的金銭消費貸借上の債務であって利息制限法第一条及び第五条の規定により計算した利息の制限額を超える利息（同法第三条及び第六条の規定によって利息とみなされる金銭を含む。以下この号において同じ。）若しくは同法第九条に定める利息の制限額を超える利息の支払を伴い、又はその不履行による賠償額の予定が同法第七条に定める制限額を超えるもの
- ハ 営業的金銭消費貸借上の債務を主たる債務とする保証（業として行うものに限る。）がされた場合における保証料（利息制限法第八条第七項の規定によって保証料とみなされる金銭を含み、主たる債務者が支払うものに限る。以下この号において同じ。）の支払の債務であって当該保証料が同条第一項から第四項まで及び第六項の規定により支払を受けることができる保証料の上限額を超えるもの
- 七 人（行為者と密接な関係を有する者として国家公安委員会規則で定める者を除く。）から依頼を受け、報酬を得て又は報酬を得る約束をして、金品等を目的とする債務について、債務者に対し、粗野若しくは乱暴な言動を交えて、又は迷惑を覚えさせるような方法で訪問し若しくは電話をかけて、その履行を要求すること（前号に該当するものを除く。）。
- 八 人に対し、債務の全部又は一部の免除又は履行の猶予をみだりに要求すること。
- 九 金銭貸付業務（金銭の貸付け又は金銭の貸借の媒介（手形の割引、売渡担保その他これらに類する方法によってする金銭の交付又はこれらの方法によってする金銭の授受の媒介を含む。以下この号において単に「金銭の貸付け」という。）をいう。）を営む者（以下「金銭貸付業者」という。）以外の者に対してみだりに金銭の貸付けを要求し、金銭貸付業者に対してその者が拒絶しているにもかかわらず金銭の貸付けを要求し、又は金銭貸付業者に対して当該金銭貸付業者が貸付けの利率その他の金銭の貸付けの条件として示している事項に反して著しく有利な条件による金銭の貸付けを要求すること。
- 十 金融商品取引業者（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第九項に規定する金融商品取引業者をいう。以下この号において同じ。）その他の金融商品取引行為（同法第三十四条に規定する金融商品取引行為をいう。以下この号において同じ。）に係る業務を営む者に対してその者が拒絶しているにもかかわらず金融商品取引行為を行うことを要求し、又は金融商品取引業者に対して顧客が預託すべき金銭の額その他の有価証券の信用取引（同法第百五十六条の二十四第一項に規定する信用取引をいう。以下この号において同じ。）を行う条件として当該金融商品取引業者が示している事項に反して著しく有利な条件により有価証券の信用取引を行うことを要求すること。

- 十一 株式会社又は当該株式会社の子会社（会社法（平成十七年法律第八十六号）第二条第三号の子会社をいう。）に対してみだりに当該株式会社の株式の買取り若しくはそのあつせん（以下この号において「買取り等」という。）を要求し、株式会社の取締役、執行役若しくは監査役若しくは株主（以下この号において「取締役等」という。）に対してその者が拒絶しているにもかかわらず当該株式会社の株式の買取り等を要求し、又は株式会社の取締役等に対して買取りの価格その他の買取り等の条件として当該取締役等が示している事項に反して著しく有利な条件による当該株式会社の株式の買取り等を要求すること。
- 十二 預金又は貯金の受入れに係る業務を営む者に対し、その者が拒絶しているにもかかわらず、預金又は貯金の受入れをすることを要求すること。
- 十三 正当な権原に基づいて建物又はその敷地を居住の用又は事業の用に供している者に対し、その意思に反して、これらの明渡しを要求すること。
- 十四 土地又は建物（以下この号において「土地等」という。）について、その全部又は一部を占拠すること、当該土地等又はその周辺に自己の氏名を表示することその他の方法により、当該土地等の所有又は占有に関与していることを殊更に示すこと（以下この号において「支配の誇示」という。）を行い、当該土地等の所有者に対する債権を有する者又は当該土地等の所有権その他当該土地等につき使用若しくは収益をする権利若しくは当該土地等に係る担保権を有し、若しくはこれらの権利を取得しようとする者に対し、その者が拒絶しているにもかかわらず、当該土地等についての支配の誇示をやめるとの対償として、明渡し料その他これに類する名目で金品等の供与を要求すること。
- 十五 宅地建物取引業者（宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第百七十六号）第二条第三号に規定する宅地建物取引業者をいう。次号において同じ。）に対し、その者が拒絶しているにもかかわらず、宅地（同条第一号に規定する宅地をいう。）若しくは建物（以下この号及び次号において「宅地等」という。）の売買若しくは交換をすること又は宅地等の売買、交換若しくは貸借の代理若しくは媒介をすることを要求すること。
- 十六 宅地建物取引業者以外の者に対して宅地等の売買若しくは交換をすることをみだりに要求し、又は人に対して宅地等の貸借をすることをみだりに要求すること。
- 十七 建設業者（建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二条第三項に規定する建設業者をいう。）に対し、その者が拒絶しているにもかかわらず、建設工事（同条第一項に規定する建設工事をいう。）を行うことを要求すること。
- 十八 集会施設その他不特定の者が利用する施設であって、暴力団の示威行事（暴力団が開催する行事であって、多数の暴力団員が参加することにより、当該施設の他の利用者又は付近の住民その他の者に当該暴力団の威力を示すこととなるものをいう。）の用に供されるおそれが大きいものとして国家公安委員会規則で定めるものの管理者に対し、その者が拒絶しているにもかかわらず、当該施設を利用させることを要求すること。

十九 人（行為者と密接な関係を有する者として国家公安委員会規則で定める者を除く。）から依頼を受け、報酬を得て又は報酬を得る約束をして、交通事故その他の事故の原因者に対し、当該事故によって生じた損害に係る示談の交渉を行い、損害賠償として金品等の供与を要求すること。

二十 人に対し、購入した商品、購入した有価証券に表示される権利若しくは提供を受けた役務が契約の内容に適合しているにもかかわらず不適合があるとし、若しくは交通事故その他の事故による損害がないにもかかわらず損害があるとして、若しくはこれらの不適合若しくは損害の程度を誇張して、損害賠償その他これに類する名目で金品等の供与を要求し、又は勧誘を受けてした商品若しくは有価証券に係る売買その他の取引において、その価格若しくは商品指数（商品先物取引法（昭和二十五年法律第二百三十九号）第二条第二項の商品指数をいう。）若しくは金融商品取引法第二条第二十五項に規定する金融指標（同項第一号に規定する金融商品の価格を除く。）の上昇若しくは下落により損失を被ったとして、損害賠償その他これに類する名目でみだりに金品等の供与を要求すること。

二十一 行政庁に対し、自己若しくは次に掲げる者（以下この条において「自己の関係者」という。）がした許認可等（行政手続法（平成五年法律第八十八号）第二条第三号に規定する許認可等をいう。以下この号及び次号において同じ。）に係る申請（同条第三号に規定する申請をいう。次号において同じ。）が法令（同条第一号に規定する法令をいう。以下この号及び次号において同じ。）に定められた許認可等の要件に該当しないにもかかわらず、当該許認可等を行うことを要求し、又は自己若しくは自己の関係者について法令に定められた不利益処分（行政庁が、法令に基づき、特定の者を名宛人として、直接に、これに義務を課し、又はその権利を制限する処分をいう。以下この号及び次号において同じ。）の要件に該当する事由があるにもかかわらず、当該不利益処分をしないことを要求すること。

イ 自己と生計を一にする配偶者その他の親族（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者及び当該事情にある者の親族を含む。）

ロ 法人その他の団体であって、自己がその役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該団体に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。第三十二条第一項第三号において同じ。）となっているもの

ハ 自己が出資、融資、取引その他の関係を通じてその事業活動に支配的な影響力を有する者（ロに該当するものを除く。）

二十二 行政庁に対し、特定の者がした許認可等に係る申請が法令に定められた許認可等の要件に該当するにもかかわらず、当該許認可等をしないことを要求し、又は特定の者

について法令に定められた不利益処分の要件に該当する事由がないにもかかわらず、当該不利益処分を行うことを要求すること。

二十三 国、特殊法人等（公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成十二年法律第二百二十七号）第二条第一項に規定する特殊法人等をいう。）又は地方公共団体（以下この条において「国等」という。）に対し、当該国等が行う売買、貸借、請負その他の契約（以下この条及び第三十二条第一項において「売買等の契約」という。）に係る入札について、自己若しくは自己の関係者が入札参加資格（入札の参加者の資格をいう。以下この号及び次号において同じ。）を有する者でなく、又は自己若しくは自己の関係者が指名基準（入札参加資格を有する者のうちから入札に参加する者を指名する場合の基準をいう。同号において同じ。）に適合する者でないにもかかわらず、当該自己又は自己の関係者を当該入札に参加させることを要求すること。

二十四 国等に対し、当該国等が行う売買等の契約に係る入札について、特定の者が入札参加資格を有する者（指名基準に適合しない者を除く。）であり、又は特定の者が指名基準に適合する者であるにもかかわらず、当該特定の者を当該入札に参加させないことを要求すること。

二十五 人に対し、国等が行う売買等の契約に係る入札について、当該入札に参加しないこと又は一定の価格その他の条件をもって当該入札に係る申込みをすることをみだりに要求すること。

二十六 国等に対し、その者が拒絶しているにもかかわらず自己若しくは自己の関係者を当該国等が行う売買等の契約の相手方とすることを要求し、又は特定の者を当該国等が行う売買等の契約の相手方としないことをみだりに要求すること（第三号、第二十三号又は第二十四号に該当するものを除く。）。

二十七 国等に対し、当該国等が行う売買等の契約の相手方に対して自己又は自己の関係者から当該契約に係る役務の提供の業務の全部若しくは一部の受注又は当該業務に関連する資材その他の物品の納入若しくは役務の提供の受入れをすることを求める指導、助言その他の行為をすることをみだりに要求すること。

公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日

犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部を改正する法律（令和八年法律第三十四号）

Law RevisionID:419AC0000000022_20270609_508AC0000000034

平成十九年法律第二十二号

犯罪による収益の移転防止に関する法律

第一章 総則

（定義）

第二条 この法律において「犯罪による収益」とは、組織的犯罪処罰法第二条第四項に規定する犯罪収益等又は麻薬特例法第二条第五項に規定する薬物犯罪収益等をいう。

2 この法律において「特定事業者」とは、次に掲げる者をいう。

- 一 銀行
- 二 信用金庫
- 三 信用金庫連合会
- 四 労働金庫
- 五 労働金庫連合会
- 六 信用協同組合
- 七 信用協同組合連合会
- 八 農業協同組合
- 九 農業協同組合連合会
- 十 漁業協同組合
- 十一 漁業協同組合連合会
- 十二 水産加工業協同組合
- 十三 水産加工業協同組合連合会
- 十四 農林中央金庫
- 十五 株式会社商工組合中央金庫
- 十六 株式会社日本政策投資銀行
- 十七 保険会社
- 十八 保険業法（平成七年法律第五号）第二条第七項に規定する外国保険会社等
- 十九 保険業法第二条第十八項に規定する少額短期保険業者
- 二十 共済水産業協同組合連合会
- 二十一 金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第九項に規定する金融商品取引業者
- 二十二 金融商品取引法第二条第三十項に規定する証券金融会社

二十三 金融商品取引法第六十三条第五項に規定する特例業務届出者

二十四 金融商品取引法第六十三条の九第四項に規定する海外投資家等特例業務届出者

二十五 信託会社

二十六 信託業法（平成十六年法律第百五十四号）第五十条の二第一項の登録を受けた者

二十七 不動産特定共同事業法（平成六年法律第七十七号）第二条第五項に規定する不動産特定共同事業者（信託会社又は金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）第一条第一項の認可を受けた金融機関であつて、不動産特定共同事業法第二条第四項に規定する不動産特定共同事業を営むものを含む。））、同条第七項に規定する小規模不動産特定共同事業者、同条第九項に規定する特例事業者又は同条第十一項に規定する適格特例投資家限定事業者

二十八 無尽会社

二十九 貸金業法（昭和五十八年法律第三十二号）第二条第二項に規定する貸金業者

三十 貸金業法第二条第一項第五号に規定する者のうち政令で定める者

三十の二 資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）第二条第一項に規定する前払式支払手段発行者のうち同法第十一条の二第一項の届出をした者

三十一 資金決済に関する法律第二条第三項に規定する資金移動業者

三十一の二 資金決済に関する法律第二条第十二項に規定する電子決済手段等取引業者

三十一の三 銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第二条第十八項に規定する電子決済等取扱業者

三十一の四 信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）第八十五条の三の二第一項に規定する信用金庫電子決済等取扱業者

三十一の五 協同組合による金融事業に関する法律（昭和二十四年法律第百八十三号）第六条の四の四第一項に規定する信用協同組合電子決済等取扱業者

三十二 資金決済に関する法律第二条第十六項に規定する暗号資産交換業者

三十三 商品先物取引法（昭和二十五年法律第二百三十九号）第二条第二十三項に規定する商品先物取引業者

三十四 社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第二条第二項に規定する振替機関（同法第四十八条の規定により振替機関とみなされる日本銀行を含む。）

三十五 社債、株式等の振替に関する法律第二条第四項に規定する口座管理機関

三十六 電子記録債権法（平成十九年法律第百二号）第二条第二項に規定する電子債権記録機関

三十七 独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構

三十八 本邦において両替業務（業として外国通貨（本邦通貨以外の通貨をいう。）又は旅行小切手の売買を行うことをいう。）を行う者

三十九 顧客に対し、その指定する機械類その他の物品を購入してその賃貸（政令で定めるものに限る。）をする業務を行う者

四十 それを提示し又は通知して、特定の販売業者から商品若しくは権利を購入し、又は特定の役務提供事業者（役務の提供の事業を営む者をいう。以下この号において同じ。）から有償で役務の提供を受けることができるカードその他の物又は番号、記号その他の符号（以下「クレジットカード等」という。）をこれにより商品若しくは権利を購入しようとする者又は役務の提供を受けようとする者（以下「利用者たる顧客」という。）に交付し又は付与し、当該利用者たる顧客が当該クレジットカード等を提示し又は通知して特定の販売業者から商品若しくは権利を購入し、又は特定の役務提供事業者から有償で役務の提供を受けたときは、当該販売業者又は役務提供事業者に当該商品若しくは権利の代金又は当該役務の対価に相当する額の金銭を直接に又は第三者を経由して交付するとともに、当該利用者たる顧客から、あらかじめ定められた時期までに当該代金若しくは当該対価の合計額の金銭を受領し、又はあらかじめ定められた時期ごとに当該合計額を基礎としてあらかじめ定められた方法により算定して得た額の金銭を受領する業務を行う者

四十一 特定複合観光施設区域整備法（平成三十年法律第八十号）第二条第九項に規定するカジノ事業者

四十二 宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号）第二条第三号に規定する宅地建物取引業者（信託会社又は金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第一条第一項の認可を受けた金融機関であって、宅地建物取引業法第二条第二号に規定する宅地建物取引業（別表において単に「宅地建物取引業」という。）を営むもの（第二十二条第一項第十六号において「みなし宅地建物取引業者」という。）を含む。）

四十三 金、白金その他の政令で定める貴金属若しくはダイヤモンドその他の政令で定める宝石又はこれらの製品（以下「貴金属等」という。）の売買を業として行う者

四十四 顧客に対し、自己の居所若しくは事務所の所在地を当該顧客が郵便物（民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）第二条第三項に規定する信書郵便物並びに大きさ及び重量が郵便物に類似する貨物を含む。以下同じ。）を受け取る場所として用い、又は自己の電話番号を当該顧客が連絡先の電話番号として用いることを許諾し、当該自己の居所若しくは事務所に於いて当該顧客宛ての郵便物を受け取ってこれを当該顧客に引き渡し、又は当該顧客宛ての当該電話番号に係る電話（ファクシミリ装置による通信を含む。以下同じ。）を受けてその内容を当該顧客に連絡し、若しくは当該顧客宛ての若しくは当該顧客からの当該電話番号に係る電話を当該顧客が指定する電話番号に自動的に転送する役務を提供する業務を行う者

四十五 弁護士（外国法事務弁護士を含む。）又は弁護士法人（外国法事務弁護士法人及び弁護士・外国法事務弁護士共同法人を含む。）

四十六 司法書士又は司法書士法人

四十七 行政書士又は行政書士法人

四十八 公認会計士（公認会計士法（昭和二十三年法律第百三号）第十六条の二第五項に規定する外国公認会計士を含む。）又は監査法人

四十九 税理士又は税理士法人

3 この法律において「顧客等」とは、顧客（前項第四十号に掲げる特定事業者にあつては、利用者たる顧客）又はこれに準ずる者として政令で定める者をいう。

第二章 特定事業者による措置

（取引時確認等）

第四条 特定事業者（第二条第二項第四十五号に掲げる特定事業者（第十二条において「弁護士等」という。）を除く。以下同じ。）は、顧客等との間で、別表の上欄に掲げる特定事業者の区分に応じそれぞれ同表の中欄に定める業務（以下「特定業務」という。）のうち同表の下欄に定める取引（次項第二号において「特定取引」といい、同項前段に規定する取引に該当するものを除く。）を行うに際しては、主務省令で定める方法により、当該顧客等について、次に掲げる事項の確認を行わなければならない。

一 本人特定事項（自然人にあつては氏名、住居（本邦内に住居を有しない外国人で政令で定めるものにあつては、主務省令で定める事項）及び生年月日をいい、法人にあつては名称及び本店又は主たる事務所の所在地をいう。以下同じ。）

二 取引を行う目的

三 当該顧客等が自然人である場合にあっては職業、当該顧客等が法人である場合にあっては事業の内容

四 当該顧客等が法人である場合において、その事業経営を実質的に支配することが可能となる関係にあるものとして主務省令で定める者があるときにあっては、その者の本人特定事項

2 特定事業者は、顧客等との間で、特定業務のうち次の各号のいずれかに該当する取引を行うに際しては、主務省令で定めるところにより、当該顧客等について、前項各号に掲げる事項並びに当該取引がその価額が政令で定める額を超える財産の移転を伴う場合にあっては、資産及び収入の状況（第二条第二項第四十六号に掲げる特定事業者にあつては、前項各号に掲げる事項）の確認を行わなければならない。この場合において、第一号イ又はロに掲げる取引に際して行う同項第一号に掲げる事項の確認は、第一号イ又はロに規定する関連取引時確認を行った際に採った当該事項の確認の方法とは異なる方法により行うものとし、資産及び収入の状況の確認は、第八条第一項又は第二項の規定による届出を行うべき場合に該当するかどうかの判断に必要な限度において行うものとする。

一 次のいずれかに該当する取引として政令で定めるもの

イ 取引の相手方が、その取引に関連する他の取引の際に行われた前項若しくはこの項（これらの規定を第五項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第四項

の規定による確認（口において「関連取引時確認」という。）に係る顧客等又は代表者等（第六項に規定する代表者等をいう。口において同じ。）になりすましている疑いがある場合における当該取引

□ 関連取引時確認が行われた際に当該関連取引時確認に係る事項を偽っていた疑いがある顧客等（その代表者等が当該事項を偽っていた疑いがある顧客等を含む。）との取引

二 特定取引のうち、犯罪による収益の移転防止に関する制度の整備が十分に行われていないと認められる国又は地域として政令で定めるもの（以下この号において「特定国等」という。）に居住し又は所在する顧客等との間におけるものその他特定国等に居住し又は所在する者に対する財産の移転を伴うもの

三 前二号に掲げるもののほか、犯罪による収益の移転防止のために厳格な顧客管理を行う必要性が特に高いと認められる取引として政令で定めるもの

3 第一項の規定は、当該特定事業者が他の取引の際に既に同項又は前項（これらの規定を第五項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による確認（当該確認について第六条の規定による確認記録の作成及び保存をしている場合におけるものに限る。）を行っている顧客等との取引（これに準ずるものとして政令で定める取引を含む。）であって政令で定めるものについては、適用しない。

4 特定事業者は、顧客等について第一項又は第二項の規定による確認を行う場合において、会社の代表者が当該会社のために当該特定事業者との間で第一項又は第二項前段に規定する取引（以下「特定取引等」という。）を行うときその他の当該特定事業者との間で現に特定取引等の任に当たっている自然人が当該顧客等と異なるとき（次項に規定する場合を除く。）は、当該顧客等の当該確認に加え、当該特定取引等の任に当たっている自然人についても、主務省令で定めるところにより、その者の本人特定事項の確認を行わなければならない。

5 特定事業者との間で現に特定取引等の任に当たっている自然人が顧客等と異なる場合であって、当該顧客等が国、地方公共団体、人格のない社団又は財団その他政令で定めるもの（以下この項において「国等」という。）であるときには、第一項又は第二項の規定の適用については、次の表の第一欄に掲げる顧客等の区分に応じ、同表の第二欄に掲げる規定中同表の第三欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第四欄に掲げる字句とする。

国等（人格のない社団又は財団を除く。）	第一項	次に	第一号に
	第一項	本人特定事項	当該特定事業者との間で現に特定取引等の任に

	第一号		当たっている自然人の本人特定事項
	第二項	前項各号に掲げる事項並びに当該取引がその価額が政令で定める額を超える財産の移転を伴う場合にあつては、資産及び収入の状況（第二条第二項第四十六号に掲げる特定事業者にあつては、前項各号に掲げる事項）	前項第一号に掲げる事項
人格のない社団又は財団	第一項	次に	第一号から第三号までに
	第一項第一号	本人特定事項	当該特定事業者との間で現に特定取引等の任に当たっている自然人の本人特定事項
	第一項第三号	当該顧客等が自然人である場合にあつては職業、当該顧客等が法人である場合にあつては事業の内容	事業の内容
	第二項	前項各号に掲げる事項並びに当該取引がその価額が政令で定める額を超える財産の移転を伴う場合にあつては、資産及び収入の状況（第二条第二項第四十六号に掲げる特定事業者にあつては、前項各号に掲げる事項）	前項第一号から第三号までに掲げる事項

6 顧客等及び代表者等（前二項に規定する現に特定取引等の任に当たっている自然人をいう。以下同じ。）は、特定事業者が第一項若しくは第二項（これらの規定を前項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第四項の規定による確認（以下「取引時確認」という。）を行う場合において、当該特定事業者に対して、当該取引時確認に係る事項を偽ってはならない。

第六章 罰則

第二十五条 顧客等又は代表者等の本人特定事項を隠蔽する目的で、第四条第六項の規定に違反する行為（当該顧客等又は代表者等の本人特定事項に係るものに限る。）をしたときは、当該違反行為をした者は、三年以下の拘禁刑若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第三十六条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

- 一 第二十五条 同条の罰金刑
- 二 第三十三条 三億円以下の罰金刑
- 三 第三十四条 二億円以下の罰金刑

2 法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めがあるものを含む。以下この項において同じ。）の代表者若しくは管理人又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても同条の刑を科する。

3 法人でない団体について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人が、その訴訟行為につき法人でない団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

別表（第四条関係）

第二条第二項第一号から第三十八号までに掲げる者	金融に関する業務その他の政令で定める業務	預貯金契約（預金又は貯金の受入れを内容とする契約をいう。）の締結、為替取引その他の政令で定める取引
第二条第二項第三十九号に掲げる者	同号に規定する業務	同号に規定する物品の賃貸借契約の締結その他の政令で定める取引
第二条第二項第四十号に掲げる者	同号に規定する業務	クレジットカード等の交付又は付与を内容とする契約の締結その他の政令で定める取引

第二条第二項第四十一号に掲げる者	特定複合観光施設区域整備法第二条第八項に規定するカジノ業務（同条第七項に規定するカジノ行為を除く。）	チップ（同法第七十三条第六項に規定するチップをいう。）の交付又は付与をする取引その他の政令で定める取引
第二条第二項第四十二号に掲げる者	宅地建物取引業のうち、宅地（宅地建物取引業法第二条第一号に規定する宅地をいう。以下この表において同じ。）若しくは建物（建物の一部を含む。以下この表において同じ。）の売買又はその代理若しくは媒介に係るもの	宅地又は建物の売買契約の締結その他の政令で定める取引
第二条第二項第四十三号に掲げる者	貴金属等の売買の業務	貴金属等の売買契約の締結その他の政令で定める取引
第二条第二項第四十四号に掲げる者	同号に規定する業務	同号に規定する役務の提供を行うことを内容とする契約の締結その他の政令で定める取引
第二条第二項第四十六号に掲げる者	司法書士法（昭和二十五年法律第百九十七号）第三条若しくは第二十九条に定める業務又はこれらに付随し、若しくは関連する業務のうち、顧客のためにする次に掲げる行為又は手続（政令で定めるものを除く。）についての代理又は代行（以下この表において「特定受任行為の代理等」という。）に係るもの 一 宅地又は建物の売買に関する行為又は手続 二 会社の設立又は合併に関する行為又は手続その他の政令で定める会社の組織、運営又は管理に関する行為又は手続（会社以外の法人、組合又は信託であって政令で定めるものに係るこれらに相当するものとして政令で定める行為又は手続を含む。）	特定受任行為の代理等を行うことを内容とする契約の締結その他の政令で定める取引

	三 現金、預金、有価証券その他の財産の管理又は処分（前二号に該当するものを除く。）	
第二条第二項第四十七号に掲げる者	行政書士法第一条の三、第一条の四若しくは第十三条の六に定める業務又はこれらに付随し、若しくは関連する業務のうち、特定受任行為の代理等に係るもの	特定受任行為の代理等を行うことを内容とする契約の締結その他の政令で定める取引
第二条第二項第四十八号に掲げる者	公認会計士法第二条第二項若しくは第三十四条の五第一号に定める業務又はこれらに付随し、若しくは関連する業務のうち、特定受任行為の代理等に係るもの	特定受任行為の代理等を行うことを内容とする契約の締結その他の政令で定める取引
第二条第二項第四十九号に掲げる者	税理士法第二条若しくは第四十八条の五に定める業務又はこれらに付随し、若しくは関連する業務のうち、特定受任行為の代理等に係るもの	特定受任行為の代理等を行うことを内容とする契約の締結その他の政令で定める取引

令和8年8月12日 施行 現在施行

金融商品取引法及び資金決済に関する法律の一部を改正する法律（令和八年法律第六十四号）

Law RevisionID:410AC0000000090_20260812_508AC0000000064

平成十年法律第九十号

投資事業有限責任組合契約に関する法律

第一章 総則

（定義）

第二条 この法律において「事業者」とは、法人（外国法人（本邦法人又は本邦人がその経営を実質的に支配し、又は経営に重要な影響を及ぼすものとして政令で定める者を除く。次条第一項第十一号において同じ。）を除く。）及び事業を行う個人をいう。

2 この法律において「投資事業有限責任組合」とは、次条第一項の投資事業有限責任組合契約によって成立する無限責任組合員及び有限責任組合員からなる組合をいう。

平成十七年法律第四十号

有限責任事業組合契約に関する法律

第一章 総則

（定義）

第二条 この法律において「有限責任事業組合」とは、次条第一項の有限責任事業組合契約によって成立する組合をいう。

昭和二十二年法律第百六十四号

児童福祉法

第二章 福祉の保障

第二節 居宅生活の支援

第一款 障害児通所給付費、特例障害児通所給付費及び高額障害児通所給付費の支給

第二十一条の五の六 通所給付決定を受けようとする障害児の保護者は、内閣府令で定めるところにより、市町村に申請しなければならない。

- ② 市町村は、前項の申請があつたときは、次条第一項に規定する通所支給要否決定を行うため、内閣府令で定めるところにより、当該職員をして、当該申請に係る障害児又は障害児の保護者に面接をさせ、その心身の状況、その置かれている環境その他内閣府令で定める事項について調査をさせるものとする。この場合において、市町村は、当該調査を障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五十一条の十四第一項に規定する指定一般相談支援事業者その他の内閣府令で定める者（以下この条において「指定障害児相談支援事業者等」という。）に委託することができる。
- ③ 前項後段の規定により委託を受けた指定障害児相談支援事業者等は、障害児の保健又は福祉に関する専門的知識及び技術を有するものとして内閣府令で定める者に当該委託に係る調査を行わせるものとする。
- ④ 第二項後段の規定により委託を受けた指定障害児相談支援事業者等の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。次項並びに第二十一条の五の十五第三項第六号（第二十四条の九第三項（第二十四条の十第四項において準用する場合を含む。）及び第二十四条の二十八第二項（第二十四条の二十九第四項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）、第二十四条の十七第十一号及び第二十四条の三十六第十一号において同じ。）若しくは前項の内閣府令で定める者又はこれらの職にあつた者は、正当な理由なしに、当該委託業務に関して知り得た個人の秘密を漏らしてはならない。

- ⑤ 第二項後段の規定により委託を受けた指定障害児相談支援事業者等の役員又は第三項の内閣府令で定める者で、当該委託業務に従事するものは、刑法その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第三章 事業、養育里親及び養子縁組里親、登録一時保護委託者並びに施設

第三十四条の十五 市町村は、家庭的保育事業等又は乳児等通園支援事業を行うことができる。

- ② 国、都道府県及び市町村以外の者は、内閣府令の定めるところにより、市町村長の認可を得て、家庭的保育事業等又は乳児等通園支援事業を行うことができる。
- ③ 市町村長は、家庭的保育事業等又は乳児等通園支援事業に関する前項の認可の申請があつたときは、次条第一項の条例で定める基準に適合するかどうかを審査するほか、次に掲げる基準（当該認可の申請をした者が社会福祉法人又は学校法人である場合にあっては、第四号に掲げる基準に限る。）によつて、その申請を審査しなければならない。
- 一 当該家庭的保育事業等又は乳児等通園支援事業を行うために必要な経済的基礎があること。
- 二 当該家庭的保育事業等又は乳児等通園支援事業を行う者（その者が法人である場合にあっては、経営担当役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。第三十五条第五項第二号において同じ。）とする。）が社会的信望を有すること。
- 三 実務を担当する幹部職員が社会福祉事業に関する知識又は経験を有すること。
- 四 次のいずれにも該当しないこと。
- イ 申請者が、拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
- ロ 申請者が、この法律その他国民の福祉に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
- ハ 申請者が、労働に関する法律の規定であつて政令で定めるものにより罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
- 二 申請者が、第五十八条第二項の規定により認可を取り消され、その取消の日から起算して五年を経過しない者（当該認可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があつた日前六十日以内に当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。ホにおいて同じ。）又はその事業を管理する者その他の政令で定める使用人（以下この章において「役員等」という。）であつた者で

当該取消しの日から起算して五年を経過しないものを含み、当該認可を取り消された者が法人でない場合においては、当該通知があつた日前六十日以内に当該事業を行う者の管理者であつた者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないものを含む。）であるとき。ただし、当該認可の取消しが、家庭的保育事業等又は乳児等通園支援事業の認可の取消しのうち当該認可の取消しの処分の理由となつた事実及び当該事実の発生を防止するための当該家庭的保育事業等又は乳児等通園支援事業を行う者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該家庭的保育事業等又は乳児等通園支援事業を行う者が有していた責任の程度を考慮して、二本文に規定する認可の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして内閣府令で定めるものに該当する場合を除く。

- ホ 申請者と密接な関係を有する者（申請者（法人に限る。以下ホにおいて同じ。）の役員に占めるその役員の割合が二分の一を超え、若しくは当該申請者の株式の所有その他の事由を通じて当該申請者の事業を実質的に支配し、若しくはその事業に重要な影響を与える関係にある者として内閣府令で定めるもの（以下ホにおいて「申請者の親会社等」という。）、申請者の親会社等の役員と同一の者がその役員に占める割合が二分の一を超え、若しくは申請者の親会社等が株式の所有その他の事由を通じてその事業を実質的に支配し、若しくはその事業に重要な影響を与える関係にある者として内閣府令で定めるもの又は当該申請者の役員と同一の者がその役員に占める割合が二分の一を超え、若しくは当該申請者が株式の所有その他の事由を通じてその事業を実質的に支配し、若しくはその事業に重要な影響を与える関係にある者として内閣府令で定めるもののうち、当該申請者と内閣府令で定める密接な関係を有する法人をいう。第三十五条第五項第四号ホにおいて同じ。）が、第五十八条第二項の規定により認可を取り消され、その取消しの日から起算して五年を経過していないとき。ただし、当該認可の取消しが、家庭的保育事業等又は乳児等通園支援事業の認可の取消しのうち当該認可の取消しの処分の理由となつた事実及び当該事実の発生を防止するための当該家庭的保育事業等又は乳児等通園支援事業を行う者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該家庭的保育事業等又は乳児等通園支援事業を行う者が有していた責任の程度を考慮して、ホ本文に規定する認可の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして内閣府令で定めるものに該当する場合を除く。
- ヘ 申請者が、第五十八条第二項の規定による認可の取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があつた日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に第七項の規定による事業の廃止をした者（当該廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該事業の廃止の承認の日から起算して五年を経過しないものであるとき。

ト 申請者が、第三十四条の十七第一項の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日（当該検査の結果に基づき第五十八条第二項の規定による認可の取消しの処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日として内閣府令で定めるところにより市町村長が当該申請者に当該検査が行われた日から十日以内に特定の日を通知した場合における当該特定の日をいう。）までの間に第七項の規定による事業の廃止をした者（当該廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該事業の廃止の承認の日から起算して五年を経過しないものであるとき。

チ ヘに規定する期間内に第七項の規定による事業の廃止の承認の申請があつた場合において、申請者が、への通知の日前六十日以内に当該申請に係る法人（当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。）の役員等又は当該申請に係る法人でない事業を行う者（当該事業の廃止について相当の理由があるものを除く。）の管理者であつた者で、当該事業の廃止の承認の日から起算して五年を経過しないものであるとき。

リ 申請者が、認可の申請前五年以内に保育に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。

ヌ 申請者が、法人で、その役員等のうちにイからニまで又はヘからリまでのいずれかに該当する者のあるものであるとき。

ル 申請者が、法人でない者で、その管理者がイからニまで又はヘからリまでのいずれかに該当する者であるとき。

④ 市町村長は、第二項の認可をしようとするときは、あらかじめ、市町村児童福祉審議会を設置している場合にあつてはその意見を、その他の場合にあつては児童の保護者その他児童福祉に係る当事者の意見を聴かなければならない。

⑤ 市町村長は、第三項に基づく審査の結果、その申請が次条第一項の条例で定める基準に適合しており、かつ、その事業を行う者が第三項各号に掲げる基準（その者が社会福祉法人又は学校法人である場合にあつては、同項第四号に掲げる基準に限る。）に該当すると認めるときは、第二項の認可をするものとする。ただし、市町村長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該認可をしないことができる。

一 次の表の上欄に掲げる家庭的保育事業等の申請があつた場合において、当該申請に係る家庭的保育事業等を行う事業所の所在地を含む教育・保育提供区域（当該市町村が子ども・子育て支援法第六十一条第二項第一号の規定により定める教育・保育提供区域をいう。以下この号及び次号において同じ。）に所在する他の家庭的保育事業等を行う事業所について同法第四十三条第一項の規定により定められたそれぞれ同表の中欄に掲げる利用定員の総数が、当該教育・保育提供区域について同法第六十一条第二項（第一号に係る部分に限る。）の規定により定められたそれぞれ同表の下欄に掲げる必要利用定員総数に既に達しているか、又は当該申請に係る家庭的保育事業等の開始によつてこれを超えることになると認めるとき。

第六条の第三十項第三号に掲げる事業（以下この号において「満三歳以上限定小規模保育事業」という。）	子ども・子育て支援法第四十三条第二項第一号に定める利用定員	子ども・子育て支援法第六十一条第二項第一号の必要利用定員総数
満三歳以上限定小規模保育事業以外の家庭的保育事業等	子ども・子育て支援法第四十三条第二項第二号及び第三号に定める利用定員（同条第三項に規定する労働者等監護満三歳未満小学校就学前子どもに係る利用定員を除く。）	子ども・子育て支援法第六十一条第二項第一号の必要利用定員総数

二 乳児等通園支援事業の申請があつた場合において、当該申請に係る乳児等通園支援事業を行う事業所の所在地を含む教育・保育提供区域に所在する他の乳児等通園支援事業を行う事業所について子ども・子育て支援法第五十四条の二第二項の規定により定められた利用定員の総数が、当該教育・保育提供区域について同法第六十一条第二項（第二号に係る部分に限る。）の規定により定められた必要利用定員総数に既に達しているか、又は当該申請に係る乳児等通園支援事業の開始によつてこれを超えることになると認めるとき。

三 前二号に掲げる場合のほか、当該申請に係る家庭的保育事業等又は乳児等通園支援事業について認可をすることによつて、子ども・子育て支援法第六十一条第一項の規定により当該市町村が定める市町村子ども・子育て支援事業計画の達成に支障を生ずるおそれがある場合として内閣府令で定める場合に該当することになると認めるとき。

⑥ 市町村長は、家庭的保育事業等又は乳児等通園支援事業に関する第二項の申請に係る認可をしないときは、速やかにその旨及び理由を通知しなければならない。

⑦ 国、都道府県及び市町村以外の者は、家庭的保育事業等又は乳児等通園支援事業を廃止し、又は休止しようとするときは、内閣府令の定めるところにより、市町村長の承認を受けなければならない。

令和8年4月1日 施行 現在施行

公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律（令和七年法律第六十八号）

Law RevisionID:418AC0000000077_20260401_507AC0000000068

平成十八年法律第七十七号

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律

第二章 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園に関する認定手続等

（幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定等）

第三条 幼稚園又は保育所等の設置者（都道府県及び地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市又は同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下「指定都市等」という。）を除く。）は、その設置する幼稚園又は保育所等が都道府県（当該幼稚園又は保育所等が指定都市等所在施設（指定都市等の区域内に所在する施設であって、都道府県が単独で又は他の地方公共団体と共同して設立する公立大学法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第六十八条第一項に規定する公立大学法人をいう。以下同じ。）が設置する施設以外のものをいう。以下同じ。）である場合にあっては、当該指定都市等）の条例で定める要件に適合している旨の都道府県知事（当該幼稚園又は保育所等が指定都市等所在施設である場合にあっては、当該指定都市等の長）（保育所に係る児童福祉法の規定による認可その他の処分をする権限に係る事務を地方自治法第百八十条の二の規定に基づく都道府県知事又は指定都市等の長の委任を受けて当該都道府県又は指定都市等の教育委員会が行う場合その他の主務省令で定める場合にあっては、都道府県又は指定都市等の教育委員会。以下この章及び第五章において同じ。）の認定を受けることができる。

2 前項の条例で定める要件は、次に掲げる基準に従い、かつ、主務大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準を参酌して定めるものとする。

- 一 当該施設が幼稚園である場合にあっては、幼稚園教育要領（学校教育法第二十五条第一項の規定に基づき幼稚園に関して文部科学大臣が定める事項をいう。第十条第二項において同じ。）に従って編成された教育課程に基づく教育を行うほか、当該教育のための時間の終了後、当該幼稚園に在籍している子どものうち保育を必要とする子どもに該当する者に対する教育を行うこと。
- 二 当該施設が保育所等である場合にあっては、保育を必要とする子どもに対する保育を行うほか、当該保育を必要とする子ども以外の満三歳以上の子ども（当該施設が保育所

である場合にあっては、当該保育所が所在する市町村（特別区を含む。以下同じ。）における児童福祉法第二十四条第四項に規定する保育の利用に対する需要の状況に照らして適当と認められる数の子どもに限る。）を保育し、かつ、満三歳以上の子どもに対し学校教育法第二十三条各号に掲げる目標が達成されるよう保育を行うこと。

三 子育て支援事業のうち、当該施設の所在する地域における教育及び保育に対する需要に照らし当該地域において実施することが必要と認められるものを、保護者の要請に応じ適切に提供し得る体制の下で行うこと。

3 幼稚園及び保育機能施設のそれぞれの用に供される建物及びその附属設備が一体的に設置されている場合における当該幼稚園及び保育機能施設（以下「連携施設」という。）の設置者（都道府県及び指定都市等を除く。）は、その設置する連携施設が都道府県（当該連携施設が指定都市等所在施設である場合にあっては、当該指定都市等）の条例で定める要件に適合している旨の都道府県知事（当該連携施設が指定都市等所在施設である場合にあっては、当該指定都市等の長）の認定を受けることができる。

4 前項の条例で定める要件は、次に掲げる基準に従い、かつ、主務大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準を参酌して定めるものとする。

一 次のいずれかに該当する施設であること。

イ 当該連携施設を構成する保育機能施設において、満三歳以上の子どもに対し学校教育法第二十三条各号に掲げる目標が達成されるよう保育を行い、かつ、当該保育を実施するに当たり当該連携施設を構成する幼稚園との緊密な連携協力体制が確保されていること。

ロ 当該連携施設を構成する保育機能施設に入所していた子どもを引き続き当該連携施設を構成する幼稚園に入園させて一貫した教育及び保育を行うこと。

二 子育て支援事業のうち、当該連携施設の所在する地域における教育及び保育に対する需要に照らし当該地域において実施することが必要と認められるものを、保護者の要請に応じ適切に提供し得る体制の下で行うこと。

5 都道府県知事（指定都市等所在施設である幼稚園若しくは保育所等又は連携施設については、当該指定都市等の長。第八項及び第九項、次条第一項、第七条第一項及び第二項並びに第八条第一項において同じ。）は、国（国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人を含む。第四章を除き、以下同じ。）及び公立大学法人以外の者から、第一項又は第三項の認定の申請があったときは、第一項又は第三項の条例で定める要件に適合するかどうかを審査するほか、次に掲げる基準（当該認定の申請をした者が学校法人（私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）第三条に規定する学校法人をいう。以下同じ。）又は社会福祉法人（社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第二十二条に規定する社会福祉法人をいう。以下同じ。）である場合にあっては、第四号に掲げる基準に限る。）によって、その申請を審査しなければならない。

- 一 第一項若しくは第三項の条例で定める要件に適合する設備又はこれに要する資金及び当該申請に係る施設の経営に必要な財産を有すること。
- 二 当該申請に係る施設を設置する者（その者が法人である場合にあっては、経営担当役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。）とする。次号において同じ。）が当該施設を経営するために必要な知識又は経験を有すること。
- 三 当該申請に係る施設を設置する者が社会的信望を有すること。
- 四 次のいずれにも該当するものでないこと。
 - イ 申請者が、拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
 - ロ 申請者が、この法律その他国民の福祉若しくは学校教育に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
- 八 申請者が、労働に関する法律の規定であって政令で定めるものにより罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
- 二 申請者が、第七条第一項の規定により認定を取り消され、その取消しの日から起算して五年を経過しない者（当該認定を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十五条の規定による通知があった日前六十日以内に当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。木及び第十七条第二項第七号において同じ。）又はその事業を管理する者その他の政令で定める使用人（以下この号において「役員等」という。）であった者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないものを含み、当該認定を取り消された者が法人でない場合においては、当該通知があった日前六十日以内に当該事業の管理者であった者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないものを含む。）であるとき。ただし、当該認定の取消しが、認定こども園の認定の取消しのうち当該認定の取消しの処分理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該認定こども園の設置者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該認定こども園の設置者が有していた責任の程度を考慮して、二本文に規定する認定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして主務省令で定めるものに該当する場合を除く。
- ホ 申請者と密接な関係を有する者（申請者（法人に限る。以下ホにおいて同じ。）の役員に占めるその役員の割合が二分の一を超え、若しくは当該申請者の株式の所有その他の事由を通じて当該申請者の事業を実質的に支配し、若しくはその事業に重要な影響を与える関係にある者として主務省令で定めるもの（以下ホにおいて「申請者の

親会社等」という。）、申請者の親会社等の役員と同一の者がその役員に占める割合が二分の一を超え、若しくは申請者の親会社等が株式の所有その他の事由を通じてその事業を実質的に支配し、若しくはその事業に重要な影響を与える関係にある者として主務省令で定めるもの又は当該申請者の役員と同一の者がその役員に占める割合が二分の一を超え、若しくは当該申請者が株式の所有その他の事由を通じてその事業を実質的に支配し、若しくはその事業に重要な影響を与える関係にある者として主務省令で定めるもののうち、当該申請者と主務省令で定める密接な関係を有する法人をいう。）が、第七条第一項の規定により認定を取り消され、その取消しの日から起算して五年を経過していないとき。ただし、当該認定の取消しが、認定こども園の認定の取消しのうち当該認定の取消しの処分理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該認定こども園の設置者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該認定こども園の設置者が有していた責任の程度を考慮して、ホ本文に規定する認定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして主務省令で定めるものに該当する場合を除く。

- ヘ 申請者が、認定の申請前五年以内に教育又は保育に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。
 - ト 申請者が、法人で、その役員等のうちにイから二まで又はへのいずれかに該当する者のあるものであるとき。
 - チ 申請者が、法人でない者で、その管理者がイから二まで又はへのいずれかに該当する者であるとき。
- 6 都道府県知事は、第一項又は第三項の認定をしようとするときは、主務省令で定めるところにより、あらかじめ、当該認定の申請に係る施設が所在する市町村の長に協議しなければならない。
- 7 指定都市等の長は、第一項又は第三項の認定をしようとするときは、その旨及び次条第一項各号に掲げる事項を都道府県知事に通知しなければならない。
- 8 都道府県知事は、第一項又は第三項及び第五項に基づく審査の結果、その申請が第一項又は第三項の条例で定める要件に適合しており、かつ、その申請をした者が第五項各号に掲げる基準（その者が学校法人又は社会福祉法人である場合にあっては、同項第四号に掲げる基準に限る。）に該当すると認めるとき（その申請をした者が国、市町村（指定都市等を除く。）又は公立大学法人である場合にあっては、その申請が第一項又は第三項の条例で定める要件に適合していると認めるとき）は、第一項又は第三項の認定をするものとする。ただし、次に掲げる要件のいずれかに該当するとき、その他の都道府県子ども・子育て支援事業支援計画（子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）第六十二条第一項の規定により当該都道府県が定める都道府県子ども・子育て支援事業支援計画をいう。以下この項及び第十七条第六項において同じ。）（指定都市等の長が第一項又は第三項の認定を行う場合にあっては、同法第六十一条第一項の規定により当該指定都市等が